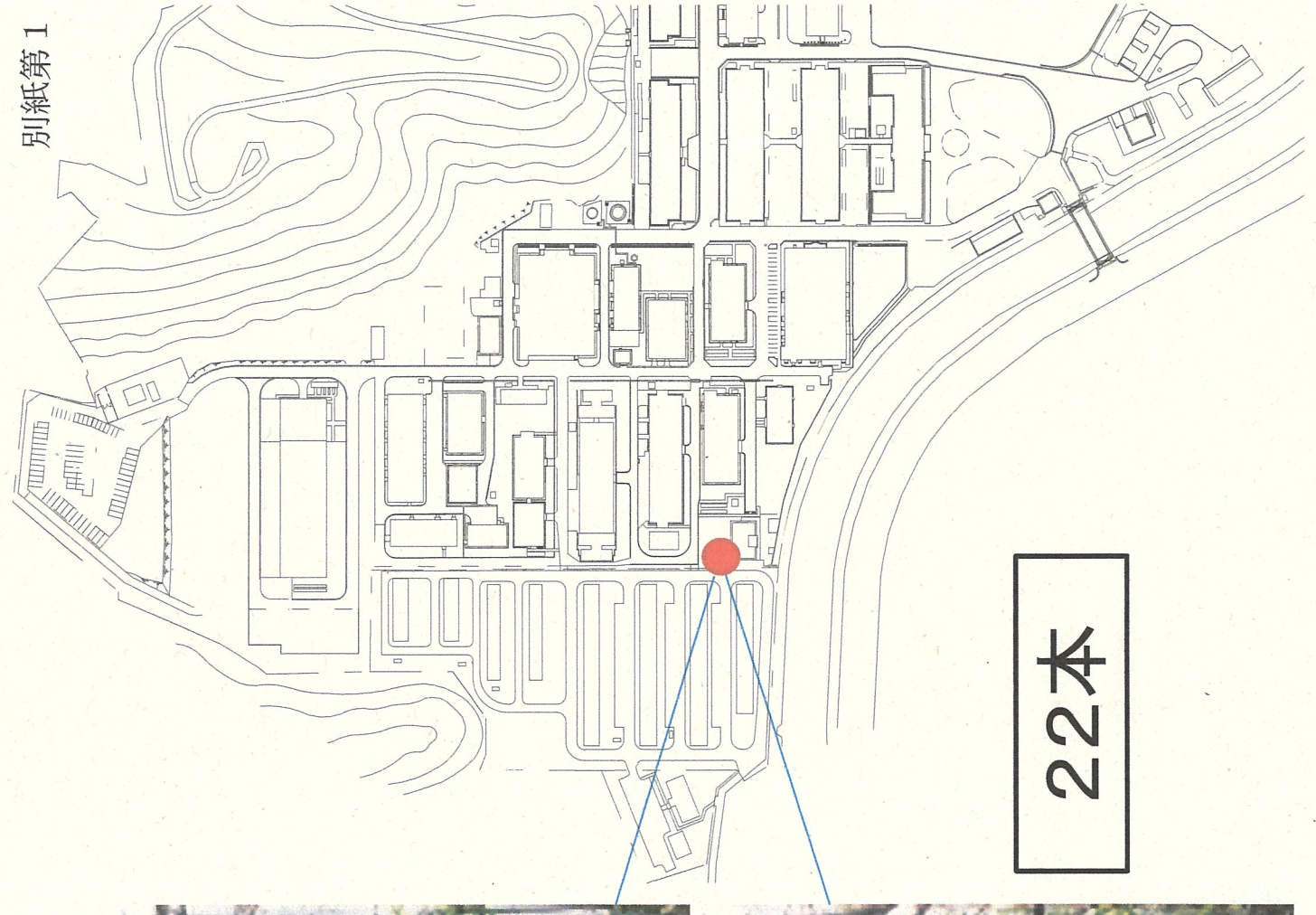


仕 様 書			
物 品 番 号		仕様書番号	18
件 名	駐屯地樹木剪定役務	作成年月日	6. 12. 17
数 量	1	作成責任者 所属・階級	システム通信・サイバー学校 総務部総務課
器 材 番 号		氏 名	曹長 森田 允
1 役務件名 駐屯地樹木剪定役務 2 役務場所 神奈川県横須賀市久里浜2-1-1 陸上自衛隊久里浜駐屯地 3 工 期 契約締結日から令和7年3月31日 4 役務概要 駐屯地構内の障害樹木を剪定する。 5 一般事項 (1) 本仕様書内容及び作業中に疑義が生じた場合は、官側に確認し指示を受けること。 (2) 作業中における災害及び既存構造物を破損した場合は、請負業者の責任において原状回復すること。 (3) 当該作業に関する諸法令等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は、請負業者の責任において行うものとする。 (4) 作業における安全確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じ、災害発生の防止に努めること。 (5) 作業場所及び立ち入り許可された場所以外への無断立入は禁止する。 (6) 作業時間は原則として、平日の8時30分から16時30分までとし、土・日・祝日の作業は監督官側と協議すること。 (7) 作業写真は、工程毎に撮影しアルバムに整理して1部提出する。 (8) 提出書類は、定められた様式により作成・提出すること。 6 特記事項 (1) 立木の剪定については強剪定とする。 (2) 本役務の実施範囲・数量については「別紙第1～別紙第3」に示すものとする。 (3) 剪定作業終了後については、枯れ防止処置を施すこと。 (4) 剪定枝等については場外処分とし、法規適正に処分すること。また、処分完了後は証明書を官側に提出すること。 (5) ロープワークによる剪定作業とする。 (6) 高所作業車を使用する場合、進入禁止場所及び傾斜角があるため、官側と調整の上使用すること。 (7) 現地を確認したい場合、官側と調整し平日の8時30分から16時30分までとする。			



22本

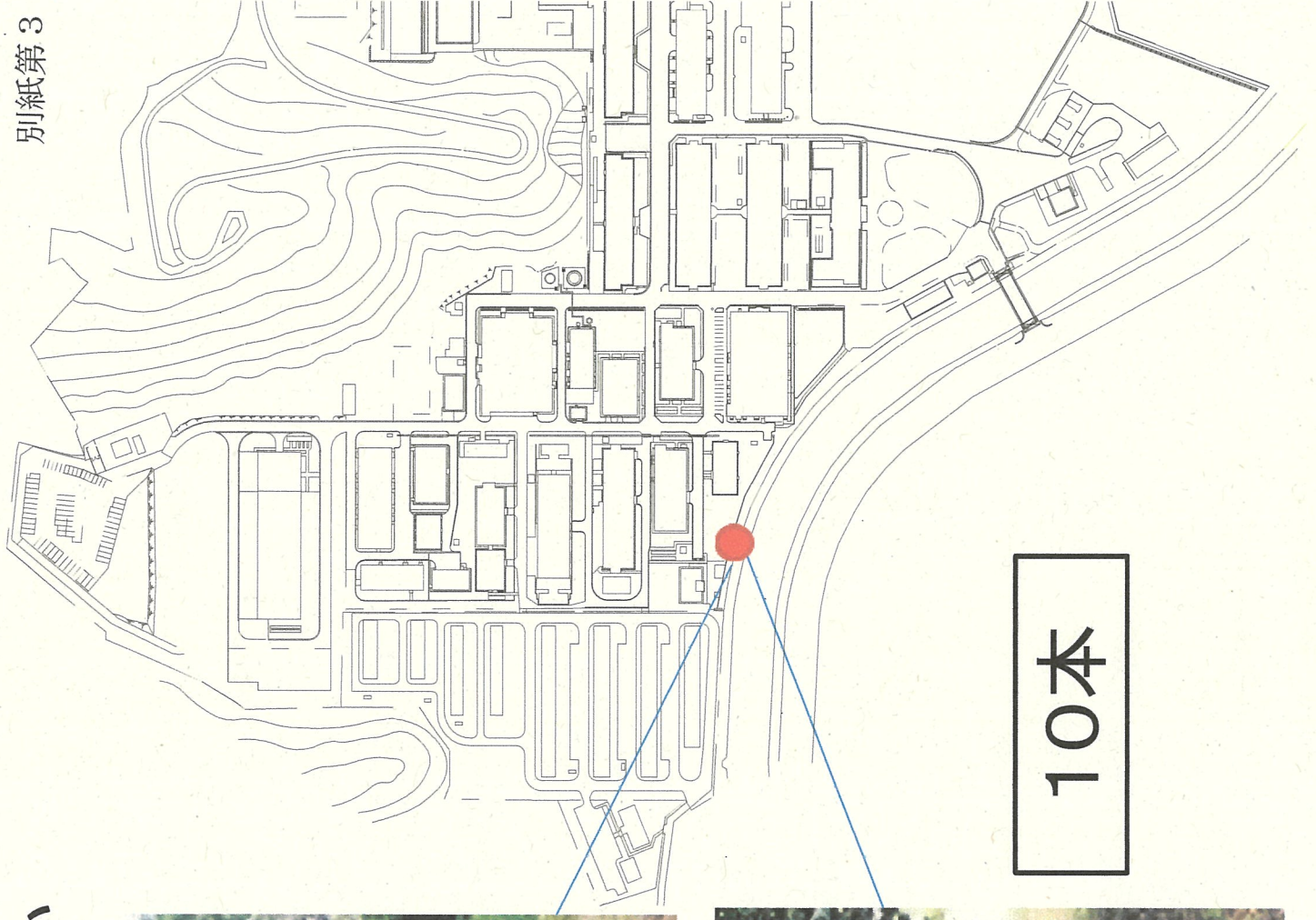


5本



駐屯地樹木剪定役務 クラブ南側川沿い

別紙第3



10本